

## 無料又は低額診療事業規定

2012年10月11日  
せいきょう歯科クリニック

- 第1条 当院は、医療が必要な者であつてかつ生活の困窮を理由に医療費の支払いが困難な者に対し、医療費の減額または免除（以下、減免という）を行うことができる。
- 第2条 医療費は健康保険法第63条の定めに従い算定される。
- 第3条 医療費の減免とは以下の事項を指す。
- (1) 無料診療
  - (2) 医療費の一部負担金の全額免除
  - (3) 医療費の一部負担金の一部免除
- 第4条 第3条(1)の無料診療とは、健康保険法の療養の給付または生活保護法の医療扶助のいずれをも受けることのできない者に対し、第2条で定める医療費の全額を免除することをいう。
- 第5条 第3条(2)および(3)の医療費の一部負担金とは、入院時食事療養費の標準負担額ならびに病衣代を含むが、この他の健康保険法の給付に含まれない費用は含まない。
- 第6条 本規定により、医療費または介護サービス費の減免を受けようとする者は、別に定める申請書に必要事項を記入しその他の必要書類を添付の上、病院長に申請し、承認を受けなければならない。
- 第7条 医療費の減免申請を受けた歯科所長は、別に定める運用規則に基づき審査を行い、減免の適否を決定する。
- 第8条 減免期間は原則として公的社会資源の活用ができるまでとし、3ヶ月以内を基本とする。ただし、事情により3ヶ月を超過する場合も、減免を適用した当該年度以内とし、継続して減免が必要な場合は、再度、申請、審査をおこなうこととする。
- 第9条 本規定は2012年10月11日より施行する。

以上

(療養の給付)

第 63 条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

1. 診察
  2. 薬剤又は治療材料の支給
  3. 処置、手術その他の治療
  4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
  5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
1. 食事の提供である療養であって前項第 5 号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65 歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
  2. 次に掲げる療養であって前項第 5 号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）
    - イ 食事の提供である療養
    - ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
  3. 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）
  4. 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）
- 3 第 1 項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
1. 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第 65 条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
  2. 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの
  3. 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局
- 4 第 1 項の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第 8 条第 26 項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。